

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を設置している皆様へ

大気汚染防止法に基づく届出をお忘れなく！

静岡県西部健康福祉センター 環境課生活環境班



1 はじめに

大気汚染防止法は、工場や事業場から排出される大気汚染物質の排出基準を定めております。この法律により、**ばい煙発生施設**を設置している事業者は、①所定の届出をすること、②排出する大気汚染物質の検査をすること、が義務付けられております。

2 遵守事項

①表のとおり、所定の届出義務があります。

※届出書の様式は静岡県のホームページからダウンロードできます。

※届出書は同じものを**3部作成**し、届出者(法人の場合は代表者)の印を押してください。

※届出書の**提出先は事業所が立地している市役所または町役場の環境担当課**です。

	Q. どのような時に届出が必要か？	Q. いつまでに届出が必要か？
設置届出	(1)ばい煙発生施設を新しく設置しようとする時	工事に着手する 61 日前までに届出
変更届出	(2)ばい煙発生施設の内容に変更を加えようとする時 ⇒例えば ・施設の構造を変更(施設の修理は除く) ・使用する燃料などを変更 ・排出する大気汚染物質の処理方法を変更	工事に着手する 61 日前までに届出
氏名等 変更届出	(3)氏名や名称を変更した時 ⇒例えば ・届出者(法人)の氏名(名称)の変更 ・届出者(法人)の住所(本社所在地)の変更 ・事業所の名称の変更 ・届出者(社長など)の交代	変更後 30 日以内に届出
廃止届出	(4)ばい煙発生施設を廃止した時	廃止後 30 日以内に届出
承継届出	(5)ばい煙発生施設を譲り受け又は借り受けた時 ⇒例えば ・相続や買収した時 ・届出者が個人から法人になった時(またはその逆)	承継後 30 日以内に届出

※提出期限を過ぎている場合は、西部健康福祉センター
電話(0538)37-2250 までお問い合わせください。

②排出する大気汚染物質の検査をする義務があります。

※**定期的な検査が必要です**。(特定施設の規模や種類により必要な検査回数が異なります。)

※小型ボイラー(伝熱面積 10 m²未満かつ燃烧能力 50 リットル/時以上)は、定期的な検査が義務付けられておりません。自主的な管理をお願いします。

※検査の結果を**3年間保存してください**。

3 問い合わせ先

静岡県西部健康福祉センター 環境課生活環境班 ☎(0538)37-2250 fax(0538)37-2603

届出書様式の ダウンロード方法



- 1 静岡県のホームページを開く
- 2 ホームページ左下にある**電子行政サービス**の中の**申請書ダウンロード**を開く
- 3 **くらし・環境部**を開く
- 4 **環境局生活環境課**を開く
- 5 目的の届出書様式をダウンロードしてください

☆届出書提出前の最終チェック☆

- 届出書を3部作成しましたか？
- 3部すべてに押印しましたか？
- 届出は期限内ですか？
- 届出書の提出窓口はご存知ですか？